

令和2年4月1日
財政局財務部契約課

「PO ファイナンス[®]」の導入について

令和2年4月1日から建設コンサルタント業務の一部に、電子記録債権を利用した「PO ファイナンス[®]」を試行的に導入します。

○「PO ファイナンス[®]」とは

岡山市からの建設コンサルタント業務の支払いの債権を、事業の履行がなければ支払わない等といった抗弁付きの電子記録債権化し、これを受注者が金融機関に担保として譲渡することで、金融機関からのつなぎ融資を受けやすくする仕組み。

1 目的

岡山市が発注する建設コンサルタント業務の一部について、受注事業者の資金調達を円滑化する支援策として、「PO ファイナンス[®]」を導入し、中小企業などの経済活動の活性化を促す。

2 取り扱いスケジュールなど

○取扱開始日 令和2年4月1日

○取扱範囲 建設コンサルタント業務

(測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の許容価格が100万円を超えるもの)

○利用条件 落札決定日から契約締結日(原則7日以内)の間に「電子記録債権利用申請書」を契約課へ提出し、岡山市の承認を得る必要があります。なお、岡山市が利用を承認した場合、当該入札の受注者は、電子記録債権の利用の有無にかかわらず、前払金の請求はできません。

3 取扱い金融機関

株式会社中国銀行、株式会社広島銀行、株式会社商工組合中央金庫の3機関
(ご利用の際は、先ずは取扱い金融機関にご相談ください。)

4 「PO ファイナンス[®]」取扱い業者

Tranzax 株式会社

※詳細は Tranzax 株式会社にお問い合わせください。

建設コンサルタント業務における電子記録債権を利用した債権譲渡(POファイナンス®活用)について

契約の流れ

入札の執行



入札参加資格審査



落札決定



契約の締結

POファイナンス®を利用する場合は

受注者は、落札決定日から契約締結日(原則7日以内)の間に電子記録債権利用申請書を契約課へ提出する。



岡山市は利用を承認した場合、電子記録債権利用承認通知書を交付する。

※以降の手続きはTranzax株式会社にお問合せください。